

(一社)新潟県子ども会育成連合会表彰規定

昭和 53 年 4 月 15 日制定

昭和 63 年 5 月 15 日一部改正

平成 18 年 5 月 14 日一部改正

平成 20 年 5 月 18 日一部改正

令和 2 年 5 月 17 日一部改正

(目的)

第1条 活動業績の顕著な子ども会並びに助成者（組織を含む）を表彰して、今後の子ども会の振興を図る。

(団体被表彰「者」)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

1. 団体表彰

子ども会、指導者組織でおおむね 7 年以上にわたり継続して活動し、その業績顕著なもの

2. 個人表彰

この会の会員で指導者、育成者として、おおむね 5 年以上にわたり、その業績顕著なもの

(推薦者及び推薦方法)

第3条 被表彰団体（者）の推薦は、次の区分に基づいて、市区町村子連及び市区町村育成組織以外は市区町村子連が行う。

ア. 単位子ども会

イ. ジュニア・リーダー

ウ. ユース・リーダー

エ. 指導者・育成者及びその組織

オ. 市区町村子連及び市区町村育成組織

市区町村子連及び市区町村育成組織の推薦は、本会の理事会が行う。

2. 推薦様式は、別に定める。

(選考)

第4条 選考は、別に定める選考委員会で行う。

選考委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(表彰)

第5条 表彰は、原則として本会の年次総会で行う。

被表彰団体（者）には、表彰状並びに記念品を贈呈する。

(感謝状の贈呈)

第6条 本会または県下子ども会の振興に特に尽力された団体（者）及び子ども会員として永年活動した者に感謝状を贈呈することができる。

第7条 削除

附則

1. この規定は昭和 53 年 4 月 15 日より施行する。

2. 全子連表彰の推薦は、原則として市区町村子連の申請に基づいて、選考委員会の議を経て行うものとする。

補則 第 6 条該当者（子ども会員として永年活動した者）は、高等学校 2 年生以上とする。